

エストニア

特許規則

1999年12月30日経済大臣規則第69号

2000年1月1日施行

目次

総則

- 第1条 用語の定義
- 第2条 本規則の国際出願への拡大
- 第1章 発明の主題及びその特徴
- 第3条 発明の主題の種類
- 第4条 発明の主題としての装置
- 第5条 装置の特徴
- 第6条 発明の主題としての方法
- 第7条 方法の特徴
- 第8条 発明の主題としての物質
- 第9条 物質の特徴
- 第10条 発明の主題としての微生物
- 第11条 微生物の菌株の特徴
- 第12条 発明の単一性
- 第2章 特許性のない主題
- 第13条 発明でない主題
- 第14条 特許性のない発明
- 第3章 特許出願
- 第1部 特許出願書類
- 第15条 提出書類
- 第16条 書類の部数
- 第17条 書類の言語
- 第2部 特許付与を求める願書の様式及び内容の要件
- 第18条 提出する情報
- 第19条 特許付与を求める願書の様式
- 第20条 出願人に関する情報
- 第21条 出願人の代理人に関する情報
- 第22条 通信データ
- 第23条 創作者に関する情報
- 第24条 特許を出願する権利に関する情報
- 第25条 発明の名称
- 第26条 優先権の主張
- 第27条 国の手数料に関する情報
- 第28条 生体物質の寄託に関する情報
- 第29条 付属書類に関する情報
- 第30条 署名

- 第 3 部 発明の明細書の様式及び内容に係る要件
 - 第 31 条 発明の明細書の目的
 - 第 32 条 発明の明細書の構成
 - 第 33 条 発明の名称
 - 第 34 条 技術分野
 - 第 35 条 技術水準
 - 第 36 条 発明の内容
 - 第 37 条 図面その他の図示資料の一覧
 - 第 38 条 発明の実施例を作成するための一般的要件
 - 第 39 条 装置に関する実施例
 - 第 40 条 方法を実施する例
 - 第 41 条 物質の例
 - 第 42 条 配列一覧
- 第 4 部 特許クレームの様式及び内容に係る要件
 - 第 43 条 特許クレームの目的
 - 第 44 条 特許クレームの構成及び一般的要件
 - 第 45 条 特許クレームの独立クレーム
 - 第 46 条 特許クレームの従属クレーム
 - 第 47 条 装置に係る特許クレームの詳細
 - 第 48 条 方法に係る特許クレームの詳細
 - 第 49 条 既知の装置，方法又は物質の使用に係る詳細
 - 第 50 条 物質に係る特許クレームの詳細
 - 第 51 条 微生物の菌株を含む生体物質に係る特許クレームの詳細
- 第 5 部 他の特許出願書類
 - 第 52 条 図面その他の図示資料
 - 第 53 条 発明の内容の要約
 - 第 54 条 国の手数料の納付及び国の手数料の納付を証明する書類
 - 第 55 条 委任状
 - 第 56 条 優先権の宣言を証明する書類
 - 第 57 条 生体物質の寄託を証明する書類
 - 第 58 条 翻訳文についての一般的要件
 - 第 59 条 翻訳文の正確さ及び翻訳文の補正
- 第 6 部 特許出願書類の記入に係る要件
 - 第 60 条 文章による書類(text documents)の記入に係る一般的要件
 - 第 61 条 用語及び記号
 - 第 62 条 許容されない表現
 - 第 63 条 化学式
 - 第 64 条 数式及び記号
 - 第 65 条 図面その他の図示資料の様式に係る要件
- 第 4 章 特許出願の手続
 - 第 66 条 特許出願

- 第 67 条 居所又は所在地がエストニア共和国にある出願人による特許出願
- 第 68 条 居所又は所在地が外国にある出願人による特許出願
- 第 69 条 複数の出願人による特許出願
- 第 70 条 国の手数料の納付を証明する書類の提出
- 第 71 条 委任状の提出
- 第 72 条 優先権の主張を証明する書類の提出
- 第 73 条 生体物質の寄託を証明する書類の提出
- 第 5 章 施行規定
- 第 74 条 経済大臣規則「特許出願書類の内容及び様式の要件並びにその提出に係る手続」の
廃止
- 第 75 条 規則の施行

総則

第1条 用語の定義

本規則中で用いられている特許用語で特許法において定義されていないものは、産業財産の保護に関するパリ条約(RT II 1994, 4/5, 19)及びRiigikoguが批准したその他の特許分野の国際協定並びにこれらを施行する立法において定める定義に基づいて解釈される。

第2条 本規則の国際出願への拡大

(1) 本規則は、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約(RT II 1994, 6/7, 21)第3条から第12条までに基づいて、同条約第2条(xv)にいう受理官庁としての特許庁に提出された国際出願には適用されない。

(2) 本規則は、上記特許協力条約第27条に規定される制限を考慮に入れて、同条約第2条(xiii)にいう指定官庁又は第2条(xiv)にいう選択官庁としての特許庁に提出された国際出願に適用される。

第1章 発明の主題及びその特徴

第3条 発明の主題の種類

特許法第6条(1)に基づいて、発明の主題は、装置、方法又は物質であり得る。これらの主題の一群が単一の一般的発明概念を構成する場合も、発明の主題であるとみなされる。

第4条 発明の主題としての装置

(1) 「装置」とは、工業的に生産することができる技術分野の構造である。工業生産は、同一の構造を複数製造することができる場合に可能であるとみなされる。

(2) 機械、器具、道具、輸送手段、建築構造、必需品等並びに独立的機能を有する構造的要素(構成要素及び細部)の双方とも装置であるとみなされる。

第5条 装置の特徴

(1) 装置は、構造的特徴(以下「特徴」という。)により特徴付けられる。

(2) 装置の特徴とは、次に掲げるものをいう。

- 1) 装置を構成する構造的要素(以下「要素」という。)
- 2) 要素の配置
- 3) 要素間のつながりの具現化(realization)
- 4) 要素の構造的及び技術的特徴の詳細
- 5) 要素の寸法及び幾何学的形状
- 6) 要素の製造のために用いられた物質又は要素の機能を果たす環境

第6条 発明の主題としての方法

(1) 「方法」とは、1組の関連した操作を通じて有形物に対して影響を及ぼす方法であって一定の技術的結果を得る上で必要なものをいう。

(2) 工業生産、測定及び検証の方法等に用いられるすべての種類の方法(技術)並びに独立の使用が可能なこれらの部分は、方法であるとみなされる。

第7条 方法の特徴

方法の特徴とは、次に掲げるものをいう。

- 1) 1操作又は1組の操作
- 2) 組の操作の順序(連続的、同時的、異なる組合せ等)
- 3) 操作を行うのに用いられる条件、状況、材料(たとえば、原料、試薬、触媒)、装置(ジグ、器具その他の機器)、微生物の菌株等

第8条 発明の主題としての物質

(1) 「物質」とは、人為的に作り出された組になっている関連する化学元素又は成分をいう。

(2) 物質は、次のものに分類される。

- 1) 単体の化合物。ただし、例外として、高分子化合物も単体の化合物とみなされる。
- 2) 組成物(混合物)
- 3) 生体物質。微生物及びウイルスを含む。

第9条 物質の特徴

(1) 単体の化合物の特徴は、次に掲げるものをいう。

1) 低分子化合物の場合、化学構造式により表現された定性的組成(一定の化学元素の原子の存在)、定量的組成(各元素の原子の数)、原子間結合及び分子中の原子の相互配置

2) 不定の構造を有する単体の化合物の場合、これらの物理化学的及びその他の特徴(生成方法の特徴を含む。)であってかかる化合物の特定を可能にするもの

3) 高分子化合物の場合、当該巨大分子の単量体単位の化学的組成及び構造、巨大分子全体の構造(線形、分岐)、単量体単位の周期性、その分子量及び分子量の分布、巨大分子の配列並びに巨大分子の末端基及び側鎖

(2) 組成物の特徴とは、次に掲げるものをいう。

1) 定性的組成

2) 定量的組成

3) 組成物の構成

4) 成分の構成

(3) 不定の構造を有する組成物の生成方法の物理化学的、物理的及び用法の細目及び特徴を用いて組成物を特徴付けることができる。

(4) 「生体物質」とは、特許法第6条(3)に規定する定義によれば、遺伝情報を含み、生物組織内で自己増殖することができ、かつ、個々の種に帰属させられる特徴(たとえば、ヌクレオチド及びアミノ酸の配列一覧、遺伝子の配列、培養されている微生物の菌株を決定するもの)により特徴付けられる、植物及び動物(植物及び動物の品種を除く。)、植物の部分及び動物の体の一部、微生物、ウイルス等を含むすべての物質をいう。

第10条 発明の主題としての微生物

(1) 生体物質としての微生物の場合、発明の主題は、微生物の菌株である。

(2) 「微生物の菌株」とは、共通の源から発し、かつ、類似の永続的特徴を共有する細胞の集合体をいう。

(3) 微生物の菌株とは、次に掲げる生きた有機体をいう。

1) 伝統的な微生物(マイコプラズマ、細菌、微細な菌類、酵母菌)

2) 直径が100 μ m未満の微生物(微細な藻類、地衣類、無脊椎動物)

3) 人が創出した微細な生物(植物及び動物の培養体細胞、微細な菌類の体構造、プロトプラスト等)

4) 微生物の共同体(混合培養菌、群集)

5) 他の有機体が存在する細胞組織中の有機体

6) 固定化微生物(不活性状態の構造、生育中の培養菌、共同体)

第11条 微生物の菌株の特徴

(1) 微生物の菌株は、菌株の種類を可能にし、かつ、以前に記述されていない新規の培養菌として菌株を特徴付けるものでなければならない。

(2) 微生物の菌株の特徴とは、次に掲げるものをいう。

1) 培養菌の形態学的特徴

2) 生理学的生化学的特徴

第 12 条 発明の単一性

(1) 特許法第 9 条に基づいて、特許出願には、1 発明のみを又は単一の全般的発明概念を形成するように結び付けられた一群の発明を含めることができる。

(2) 発明の単一性の要件は、次の場合、満たされているものとする。

1) 特許出願が 1 発明の主題、すなわち、装置、方法又は物質に係るものである場合

2) 特許出願が 1 発明の主題であってその本質的な特徴が明らかにされ又は特定されているものに係る場合。ただし、それにより 1 又は複数の本質的な特徴が置き換えられ又は省かれるときはこの限りでない。

3) 特許出願が例えば次のような一群の発明の主題に係るものである場合

a) 発明の主題であってその 1 が他の主題の創出(製造)及び / 又は第 1 の主題の実施に意図されているもの(装置又は物質、その製造又は創出の方法及び当該装置又は物質の実施)

b) 発明の主題であってその 1 が他の主題の実施にとって必要であるもの(当該方法を実施するための方法及び装置)

c) 発明の主題であってその 1 が他の主題の創出のために必要であり、第 3 の主題が第 1 の主題の実施のために必要であるもの(物質、その創出のための方法及び当該方法を実施するための装置)

第2章 特許性のない主題

第13条 発明でない主題

(1) 特許法第6条(2)に基づき、次に掲げる主題は発明とみなさない。

- 1) 人の身体の形成若しくは発育又は人の遺伝子の配列若しくは部分的配列の記述を含む発見
- 2) 科学上の理論
- 3) 数学的方法
- 4) 精神活動又は事業を行うための計画、規則及び方法
- 5) 構造物、建築物又は地域についての設計書類
- 6) シンボル
- 7) コンピュータのアルゴリズム及びコンピュータ・プログラム
- 8) 意匠
- 9) 情報の提示
- 10) 植物及び動物の品種

(2) 「意匠」とは、工業デザイン及び視覚芸術において創出されたデザインの双方をいう。

(3) 「情報の提示」とは、主として、情報の提示の様式、データ媒体のデザイン(たとえば表及びグラフのデザイン)等をいう。

第14条 特許性のない発明

(1) 特許法第7条(1)に基づき、次に掲げるものは特許により保護されない。

- 1) 公序良俗に反する発明
- 2) 治療方法
- 3) 診断又は治療のために人又は動物の体に行われる診断方法。ただし、人又は動物の体の1生理学的パラメーター(たとえば体温)の直接測定であってかかるパラメーターにより当該人又は動物の健康状態を明確に確認できないものは除く。

4) 集積回路の回路配置

(2) 特許法第7条(2)に基づき、次に掲げる本来倫理性に反する生物学発明は、特許により保護されない。

- 1) 人をクローン増殖するための方法
 - 2) 人の生殖系列上の遺伝子同一性を改変するための方法
 - 3) 人工授精及び胚の保護に関する法律(RT I 1997, 51, 824)によって禁止されている方法を含め、人の胚の商業的な目的での利用
 - 4) 動物の遺伝子同一性を改変するための方法であって、人や動物に何ら実質的な利益をもたらすことなく当該動物に苦痛を引き起こす虞があるもの、及びかかる方法から生じた動物
- (3) 特許法第7条(2)に基づき、次に掲げる方法であって技術的問題の解決に向けられていないもの又はその使用が制限されているものは、特許により保護されない。

- 1) 微生物を誘導するための微生物学的方法を除き、生体物質の誘導又は植物若しくは動物の品種の生産のための本質的に生物学的方法
 - 2) 1の植物又は動物の品種に対してのみ使用することができる方法
- (4) 実施の目的が人のプライバシーに対する不法な干渉にある発明は、一般に公序に反する

とみなされる。

(5) 次に掲げるものは、倫理性に反する。

- 1) 人に対する身体的又は心理的な影響によりその者の安全を侵す装置，物質及び方法
 - 2) その公表又は実施が人の尊厳を侵す又は人の同一性に影響を及ぼし若しくは変更する発明
 - 3) その実施が人の健康若しくは自然環境の保護又は人類の進歩に何らの実質的利益ももたらずことなく自然環境を損なう発明
- (6) 医薬品その他として人間又は動物の病気の治療又は診断のために，ある物質を使用すること(医療目的での使用)は，かかる物質の特定の分野における先の使用が技術水準の一部を構成するときは(医療目的での最初の又は繰り返しの使用)，特許により保護されない。

第3章 特許出願

第1部 特許出願書類

第15条 提出書類

- (1) 特許出願には、次に掲げる書類を含めるものとする。
- 1) 特許付与を求める願書
 - 2) 発明の明細書
 - 3) 1又は複数のクレームから成る特許クレーム
 - 4) 発明の明細書に言及される図面その他の図示資料(illustrative material)
 - 5) 発明の内容の要約
 - 6) 国の手数料の納付を証明する書類
- (2) 特許出願には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 1) 特許代理人を介して特許出願を行う場合は、委任状
 - 2) 産業財産の保護に関するパリ条約又はその他の協定に基づいて優先権を主張する場合は、当該優先権の主張を証明する書類
 - 3) 発明の主題が生体物質である場合又は発明が生体物質の使用を必要とする場合で、かつ、当該生体物質を公衆が入手できず、また当該技術に熟練している者が当該発明を作れるような態様で発明の明細書においてこれを説明することができない場合は、生体物質(微生物の菌株を含む。)の寄託を証明する書類
- (3) 出願人は、必要と認める場合は、他の書類を出願に添付することができる。

第16条 書類の部数

発明の明細書、特許クレーム及び図面その他の図示資料は、3部提出する。発明の内容の要約は、2部提出する。他の書類は、1部提出する。

第17条 書類の言語

- (1) 特許出願は、エストニア語により特許庁に提出する。ただし、発明の内容の要約は、エストニア語及び英語で提出する。
- (2) 特許出願書類における言語の使用は、エストニア著作基準(Estonian Literary Standard)(言語法 - RT I 1995, 23, 334; 1996, 37, 739; 40, 773; 1997, 69, 1110; 1998, 98/99, 1618; 1999, 1, 1; 16, 275 及び 1995年10月3日の共和国政府規則第323号により承認された「エストニア著作基準の制定のための手続」 - RT I 1995, 79, 1349; 1997, 75, 1272)に従わなければならない。
- (3) 発明の明細書、特許クレーム、国の手数料の納付を証明する書類又は特許出願に含まれたその他の書類が外国語により提出される場合は、本規則に別段の規定がない限り、エストニア語への翻訳文を添付しなければならない。
- (4) 図面その他の図示資料に外国語の文章を含む場合は、外国語の文章をエストニア語により置き換えた図面又は図示資料を提出しなければならない。
- (5) 特許付与を求める願書は、専らエストニア語によらなければならない。

第 2 部 特許付与を求める願書の様式及び内容の要件

第 18 条 提出する情報

- (1) 特許付与を求める願書には、次に掲げる事項を記載する。
 - 1) 出願人に関する情報
 - 2) 出願人が特許代理人により又は出願人が複数の場合で共通の代表者により代理される場合は、出願人の代理人(代表者)に関する情報
 - 3) 創作者に関する情報
 - 4) 発明の名称
 - 5) 産業財産の保護に関するパリ条約又は特許法第 11 条の他の規定に基づいて優先権が主張されている場合は、優先権の主張
 - 6) 通信に関する情報
 - 7) 他の特許出願書類の一覧
 - 8) 出願人又は特許代理人の署名
 - 9) 自己の名の開示を禁じた創作者の署名
- (2) 特許付与を求める願書には、次に掲げる事項を明示する。
 - 1) 特許付与の請求
 - 2) 出願人が自然人又は法人の何れであるかの別
 - 3) 出願人の居所又は所在地
 - 4) 特許法第 12 条の規定に基づいて特許を出願し、特許の所有者となるための法的根拠
 - 5) 自己の名称の開示を禁じた創作者の名称
- (3) 自然人の名称からはその名称のどの部分が名でどの部分が姓であるかが明らかでない場合は、姓には下線を付さなければならない。自然人の名称は、エストニア語の大文字使用方法の原則に従ってローマ字で表記するものとする。
- (4) 法人の名称は商法典(RT I 1995, 26-28, 355; 1998, 91-93, 1500; 1999, 10, 155; 23, 355; 24, 360; 57, 596; 102, 907)第 2 章に規定する要件及びエストニア著作基準に従って表記するものとする。エストニア著作基準によれば、ローマ字による名称はその元の言語の様式で表記し、その他の文字による名称はエストニア文字に転写するものとする。法人の名称の場合は、エストニア語又は当該法人の本国の言語の大文字使用方法的原則が適用される。
- (5) 自然人の名称に肩書、名誉称号、学位その他のものを付加してはならない。
- (6) 人の名を書く場合に文字デザインに係る芸術的要素(能書法(calligraphy)を含む。)を用いてはならない。業務名の場合、たとえば商標のデザインなどを出所とするデザインの特別の要素を使用してはならない。

第 19 条 特許付与を求める願書の様式

- (1) 特許付与を求める願書は、本規則の付属に掲げる様式で提出する。
- (2) 特許付与を求める願書のデータ欄に記載しきれない情報は、特許付与を求める願書に署名する者と同じ者が署名した 1 又は複数の追加用紙に記載することができる。

第 20 条 出願人に関する情報

- (1) 出願人に関する情報は、特許付与を求める願書のデータ欄 1 に記載する。

- (2) 自然人に関する情報は、姓名及び居所の宛先又はその者の事業の所在地の宛先から成る。自然人の居所とは、その者が永続的に若しくは主として住む場所又はその者が個人的及び経済的に最も結び付いている場所をいう。異なる国にある場所が同時に自然人の居所とみなすことができる場合は、その者の居所は、その者が市民権を有する国にある場所とする。
- (3) 法人に関する情報は、当該法人の本国の法令に基づいて商業登録簿又は他の公的な登録簿に登録された完全名称又は略称及び当該法人の所在地の完全な宛先から成る。法人の所在地とは、当該法人の取締役会又はその代替機関が所在する場所をいう。
- (4) 出願人の居所又は所在地がエストニア共和国外に所在する場合は、国の識別のための世界的財産機関(以下「WIPO」という。)の Standard ST. 3 に基づく 2 文字の国別記号(以下「2 文字の国別記号」という。)を宛先に付記するものとする。
- (5) 出願人が複数の場合は、すべての出願人に関する情報を提出しなければならない。
- (6) 出願人が連邦国家の自然人又は法人(以下「者」という。)である場合は、当該連邦国家も宛先の中で表示するものとし、かつ、都市その他の区域(settlement)の名称は、下線又はその他の方法で区別するものとする。
- (7) 特許庁は、出願人に関する情報のその後の変更についてただちに知らされるものとする。出願人は、特許庁の請求により、情報の変更を証明する書類を特許庁が定める期日までに提出しなければならない。

第 21 条 出願人の代理人に関する情報

- (1) データ欄 2 は、特許出願を提出するに際して若しくは特許庁に係る手続を行うに際して出願人が特許代理人により代理される場合又は複数の出願人が共通の代表者により代理される場合にのみ記入するものとする。
- (2) 共通の代表者の場合は、その者の名称のみデータ欄に記載するものとする。共通の代表者の名称は、データ欄 1 に出願人として記載された者の名称と同じでなければならない。
- (3) 特許代理人に関する情報は、特許代理人の名及び姓、特許代理人の事務所の完全名称、宛先、電話番号及びファックス番号並びに国の特許代理人登録簿中の特許代理人の登録番号から成る。スタンプに所要のすべての情報が含まれている場合は、前記情報を記載するのに名称及び宛先のスタンプを用いることができる。
- (4) 共通の代表者及び特許代理人の名称の双方がデータ欄 2 に記載されている場合は、特許代理人が出願人の代理人であるとみなされる。
- (5) 特許庁は、出願人の代理人(代表者)に関する情報のその後の変更について直ちに知らされるものとする。

第 22 条 通信データ

- (1) データ欄 3 は、特許出願及び当該特許出願に関する手続が出願人又は出願人が複数の場合に共通の代表者により行われるときに記入するものとする。特許代理人に関する情報がデータ欄 2 に記載されているが、当該特許代理人が特許庁からの書面による通信を受ける権限又は口頭による情報を交換する権限を与えられていない場合にも出願人又は共通の代表者に関する情報をデータ欄 3 に記載する。
- (2) 出願人が自然人であるとき又は出願人が複数の場合に共通の代表者が自然人であるときは、その者の名称並びに連絡事項の最も速く最も確実な通信を保證する宛先、電話番号及び

ファックス番号をデータ欄 3 に記載する。

(3) 出願人が法人であるとき又は出願人が複数の場合に共通の代表者が法人であるときは、当該法人の長、長に任命された従業者又は代行者(procurator)をデータ欄 3 に記載される者とすることができる。その者の名称及び肩書並びに連絡事項の最も速く最も確実な通信を保証する宛先、電話番号及びファックス番号を当該データ欄に記載する。

(4) 所定の場合にデータ欄 3 が記入されておらず、又は明らかに不正確な情報若しくは誤りを含む場合は、特許庁は、データ欄 2 に記載される共通の代表者又はこれがない場合はデータ欄 1 に記載される出願人に通信事項を送付する。出願人が複数の場合に共通の代表者が記載されていないときは、通信事項は、データ欄 1 に最初に記載されている出願人に当該出願人の居所又は所在地の宛先で送付する。出願人の中に、居所又は所在地がエストニア共和国にある者と居所又は所在地が外国にある者とが存在する場合は、通信事項は、居所又は所在地がエストニア共和国にある者であってデータ欄 1 に最初に記載されているものに送付する。

(5) 特許庁は、通信データのその後の変更についてただちに通知を受けるものとする。

第 23 条 創作者に関する情報

(1) 創作者の姓名及び完全な宛先は、2 文字の国別記号を付して、データ欄 4 に表示するものとする。

(2) 創作者が複数である場合は、すべての創作者に係る前(1)にいう情報をデータ欄 4 に表示するものとする。

(3) 創作者が出願人を兼ねている場合は、創作者の名前及び姓又は「taotleja」[出願人]の語のみをデータ欄 4 に書き込むことができる。この場合、宛先の記載は不要である。

(4) 創作者としての自己の名称を開示することを望まない創作者は、データ欄 4 における創作者としての名称の開示の禁止に係る請求を提出し、かつ、署名により当該請求を確認しなければならない。特許付与を求める願書に創作者の署名を得ることが不可能である場合は、創作者が署名した別個の文書であって創作者の名称の開示禁止を求める請求又は相応する請求を包含するものを特許出願に添付することができる。創作者の名称の開示禁止を求める請求も後で提出することができるが、特許出願の公告の 1 月前より遅くってはならない。

(5) 創作者が死亡している場合は、創作者の名及び姓、「surnud」[死亡]の語並びに創作者の最後の居所があった国の 2 文字の国別記号をデータ欄 4 に表示するものとする。

第 24 条 特許を出願する権利に関する情報

特許を出願し、特許の所有者となる法的根拠は、データ欄 5 の該当する四角に印を付すことにより表示するものとする。特許出願の際に、法的根拠を確認する契約その他の書類の提出は不要である。

第 25 条 発明の名称

発明の明細書及び特許クレームに記載されている発明の名称と同一の発明の名称をデータ欄 6 に表示する。

第 26 条 優先権の主張

(1) データ欄 7 が記入されている場合は、優先権が主張されているものとみなす。出願人が

特許法第 11 条に規定する機会を利用して優先権を確立することを望む場合は、当該データ欄に記入しなければならない。

(2) 特許法第 11 条(2)又は第 61 条(5)に従い、産業財産の保護に関するパリ条約の加盟国若しくは世界貿易機関の加盟国において行われた最先の特許出願若しくは実用新案登録出願に基づいて又は産業財産の保護に関するパリ条約の加盟国でない国若しくは世界貿易機関の加盟国でない国において行われた最先の特許出願若しくは実用新案登録出願に基づいて、優先権が主張される場合は、最先の特許出願日又は実用新案登録出願日並びに最先の特許出願又は実用新案登録出願の番号及び 2 文字の国別記号は、当該データ欄に表示するものとする。最先の特許出願又は実用新案登録出願が広域出願又は国際出願である場合は、最先の出願が行われた国の行政機関又は政府間組織は、2 文字の記号で表示するものとする。

(3) 特許庁への特許出願日に出願人が最先の特許出願又は実用新案登録出願の番号を未だ知らない場合は、出願人は、優先権の主張において、最先の特許出願又は実用新案登録出願の日及び国のみを表示するものとする。

(4) 特許法第 11 条(4)に従い、先の特許出願に基づいて優先権を主張し、かつ、提出する出願を先の特許出願から分離する場合は、先の特許出願の番号及び出願日を表示するものとする。

(5) 特許法第 11 条(5)に従い、先の特許出願又は実用新案登録出願に基づいて優先権を主張する場合は、先の特許出願又は実用新案登録出願の番号及び出願日を表示するものとする。

(6) 特許法第 11 条(3)に従い、先の特許出願の発明の性質を変更する補正及び修正に基づいて優先権を主張する場合は、特許庁における当該補正及び修正の受領の日並びに補正及び修正の対象となった特許出願の番号を表示するものとする。

第 27 条 国の手数料に関する情報

支払われたすべての国の手数料の額、全体の数字(overall figure)及び支払方法がデータ欄 8 に表示されるものとする。支払が銀行振替により行われる場合は、当該手数料の支払を証明する書類に基づく支払書類の番号及び日付を当該データ欄に表示するものとする。

第 28 条 生体物質の寄託に関する情報

特許手続上の微生物の寄託の国際承認に関するブダペスト条約(以下「ブダペスト条約」 - RT II 1996, 14/15, 49)第 6 条に基づく国際寄託当局の完全名称又は略称、受託番号並びに寄託日がデータ欄 9 に表示されるものとする。特許庁への特許出願日までに、出願人が同条約のガイドラインの規則 7 に規定する国際寄託当局の証明書を取得しておらず、受託番号を知らない場合は、出願人は、寄託当局の名称及び寄託申請の提出日を当該データ欄に表示するものとする。

第 29 条 付属書類に関する情報

データ欄 10 においては、特許出願に含まれる書類に応じて四角に印を付けるものとする。各書類のページ数も表示するものとする。記載されていない書類が特許出願に含まれている場合は、一覧に、当該書類の名称、ページ数及び原本数を追記するものとする。

第 30 条 署名

(1) 特許付与を求める願書には，出願人又は委任を受けている特許代理人が署名する。出願人が複数である場合は，すべての出願人又は特許代理人若しくは共通の代表者が願書に署名する。

(2) 署名は，名及び姓から構成され，読み易いもの又は大文字で綴りを示すものとする。特許出願人が法人である場合は，願書に署名を行った権限を有する役員の役職を付記するものとする。

(3) 願書に署名する際，署名の場所(都市，その他の区域(settlement)，農場(farm))及び日付を表示するものとする。

(4) 追加の用紙に署名する場合は，上記(2)及び(3)に規定する要件に従うものとする。

第 3 部 発明の明細書の様式及び内容に係る要件

第 31 条 発明の明細書の目的

(1) 発明の明細書は，当該技術に熟練した者が当該発明を用いて技術的問題の性質及びその解決方法を把握できる程度に発明の性質を開示するものでなければならない。

(2) 発明の明細書は，特許クレームにより決定される特許保護の範囲の正確な解釈を保証するものでなければならない。

第 32 条 発明の明細書の構成

(1) 発明の名称を発明の明細書の名称とする。国際特許分類のインデックスをページの右上隅の名称に付記する。

(2) 発明の明細書は，次に掲げるものから構成される。

1) 技術分野

2) 技術水準

3) 発明の内容

4) 図面その他の図示資料の一覧

5) 発明の実施例並びに発明を実施すること及び発明を産業上利用することが可能であることを証明するその他の情報

6) ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列一覧(以下「配列一覧」という。)

(3) 発明の明細書の個々の部分は，文献，他の特許出願書類又は他の情報源への言及をもってこれに代えてはならない。

第 33 条 発明の名称

(1) 発明の名称は，発明の技術目的を明確かつ正確に表示し，かつ，発明の内容に相応するものでなければならない。発明の名称は，発明の内容より狭く又は広くしてはならない。発明の名称から発明の主題(装置，方法，物質)が明らかでなければならない。

(2) 発明の名称には，国際特許分類の用語を用いることが望ましい。

(3) 発明の名称には，次に掲げるものを含めてはならない。

1) 創作者の名称を含む自然人の名称

2) 事業の商号

- 3) 地名
- 4) 言葉から成る商標又は言葉から成る商標の構成部分
- 5) 広告の文章
- 6) 俗語の言葉及び表現。ただし、これらが周知の技術用語又はその一部である場合(フック継ぎ手, ベッセマー法, マルタクロス・メカニズム, ジープ等)を除く。
 - (4) 発明の名称は, 単数形で表示する。共通の構造式を伴う化合物に関連する発明の名称の場合はこの限りでない。
 - (5) 単体の化合物に関連する発明の名称においては, 化学において用いられている用語(できれば IUPAC の用語)に基づいて, 当該化合物の名称を表示するものとする。当該化合物の具体的な目的及び生物活性化合物の場合は当該化合物の生物活動を表示することもできる。
 - (6) 不定の構造を伴う高分子化合物の生成方法の場合は, 必要に応じ, 当該高分子化合物の名称及び具体的目的も, 発明の名称の中で表示するものとする。
 - (7) 不定の組成を伴う物質の混合物の生成方法の場合は, 当該物質混合物の用途又は生物活性の特性を発明の名称の中に表示するものとする。
 - (8) 発明の主題に単一の総合的発明概念を形成するように結び付いている一群の発明の主題が含まれている場合は, 発明の名称は, すべての主題及びその結び付きを特徴付けるものでなければならない。たとえば, 次に掲げるとおりである。「物質, その生成のための方法及び当該物質の利用」, 「方法及び当該方法を実行するための装置」, 「物質, その生成のための方法及び当該方法を実行するための装置」等
 - (9) 発明の名称は, 用語の省略形又は「等」の語その他類似の省略を用いて省略してはならない。

第 34 条 技術分野

発明が属する技術分野及び発明の応用分野は, 発明の明細書の「技術分野」と題する部分において表示するものとする。技術分野や応用分野が複数ある場合は, 発明の実施が意図されている技術分野及び応用分野を表示しなければならない。

第 35 条 技術水準

- (1) 以前知られている類似の発明その他の技術的解決法は, 発明の明細書の「技術水準」と題する部分において記述されるものとする。
- (2) 特許出願日までに発明人が承知している発明に, 最も類似する技術的結果を提供する解決法で最も近いものは, 別個に記述するものとする。
- (3) 類似の発明について記述する際は, 本発明の用語にできる限り合致する用語を用いなければならない。類似の発明及び本発明の共通の及び相異なる技術的特徴が類似の発明についての記述から明確に明らかでなければならず, かつ, かかる技術的特徴は, 特許クレームの表現の基礎にならなければならない。
- (4) 特許出願に一群の発明の主題が含まれる場合は, 発明の各主題に類似する解決法について別個に記述するものとする。
- (5) 類似の解決法を包含する情報源への言及は, 当該言及に基づいて当該情報源を突き止めることが可能なような態様で発明の明細書の本文中に表示するものとする。
- (6) 発明の特許その他の保護文書に言及する場合は, 国名又は 2 文字の国別記号, 保護文書

の名称又は保護文書の種類の記号，保護文書の番号，国際特許分類のインデックス，保護文書の所有者又は創作者の名称及び保護文書の公告の年を表示するものとする。

第 36 条 発明の内容

(1) 発明の内容は，発明の 1 組の本質的特徴として表現される。発明の当該 1 組の本質的特徴には，発明の目的である技術的結果を得るのに必要かつ十分なすべての特徴が含まれる。

(2) 発明の明細書のこの部分は，特許クレームにおいて陳述されたすべての発明の特徴及び発明の目的である技術的結果を包含し，かつ，特徴と技術的結果との間の因果関係を説明するものでなければならない。

(3) 発明の内容を開示する際は，発明により提供される他の技術的結果(個々の場合又は具体的な実行の形態若しくは実施の特別の条件に基づく場合を含む。)も表示されることが望ましい。発明の目的である技術的結果となることがあるものは，例として次のものである。摩擦係数の減少，詰まりの防止，金属鑄造の欠陥の除去，測定機器の感度の向上，医薬製品の活性の強化，専有医薬品の効果の局所限定等。

(4) 一群の発明の主題の場合は，その群に属する各発明の内容及び達成される技術的結果は，別個に記述されるものとする。

第 37 条 図面その他の図示資料の一覧

図面その他の図示資料のほかに，その内容に関する短い説明を発明の明細書のこの部分に記載するものとする。例：図(Figure)1 - 装置の透視図，又は図面(Drawing fig)1 - 装置の透視図；図 2 - A-A の断面，又は図面 2 - A-A の断面；図 3 - 装置の電気回路，又は図面 3 - 装置の電気回路。

第 38 条 発明の実施例を作成するための一般的要件

(1) 発明の産業上の利用が可能な方法を記述する例を少なくとも 1 つ記載しなければならない。一般に，この例においては，特許出願の準備の時点で出願人が承知していた発明を実施することが可能な最善の方法を記述するものとする。

(2) 発明の産業上の実施が当該技術に熟練した者又は特許専門家に疑いを生じさせるものである場合は，発明の明細書のこの部分において証拠を示し，かつ，特許の産業上の利用が可能であることを説明しなければならない。

第 39 条 装置に関する実施例

(1) 装置に関する発明の実施例においては，最初に，静止状態の当該装置を記述する。

(2) 装置を記述する際は，図面に言及する。明細書を作成する過程において，本文に出てくる順に構成要素に番号を付す。番号は，1 から始める。他の番号付け方式も用いることができる。たとえば，独立の項目は 1 桁及び 2 桁の数字で示し，その構成要素及び細目は 3 桁の数字で示す(「フレーム 1」，「電気モーター 100」，「電気モーター 100 のローター 110」，「電気モーター 100 のローター 110 の端子板 111」，「電気モーター 100 のローター 110 の端子 112」)等。

(3) 静止状態での装置の記述が終わったら，図面その他の図示的資料(ダイアグラム，タイムチャート等)に言及しつつ装置の機能又は利用を記述する。

(4) 装置がプログラム化(調整)を要する多機能的な要素又は装置を包含する場合は、かかる要素又は装置を当該装置において具体的に用いることができることを確認する情報を記載するものとする。かかる情報にアルゴリズム(特にコンピュータのアルゴリズム)が含まれる場合は、かかるアルゴリズムは、できれば、ブロック図式又は対応する数式で表現されることが望ましい。

第40条 方法を実施する例

(1) 有形物を用いて行われる方法、手続(手法、操作)に関する発明の実施例においては、その順序、方法を行う条件又は技術的状況(温度、圧力等)、用いられる設備及び物質(生体物質を含む。)を記述するものとする。既知の手段(既知の装置、生体物質及び微生物の菌株を含む物質)を用いることにより方法が特徴付けられる場合は、かかる装置を表示し、必要に応じてそれについての知識を証明するものとする。知られていない手段が用いられる場合は、かかる手段を特徴付けるものとする。生体物質が寄託される場合は、寄託に関する情報を記載する。

(2) 方法において新規の物質が用いられる場合は、当該物質の生成の方法を記述するものとする。

(3) 共通の構造式を伴う新規の化合物グループの生成に関する発明の場合は、グループに属する化合物の1つの生成の方法の例を記載するものとし、かつ、グループが異なる化学基を有する化合物を包含する場合は、異なる化学基を有する化合物の生成の例を記載するものとする。同族列の場合は、同族列の最初及び最後のメンバー並びに中間のメンバーの生成の例を記載する。既知の手法を用いて証明(確認)された当該グループに属する化合物の構造式、当該化合物の物理化学的特性及び生物活性が記載され、かつ、化合物の目的が記述されるものとする。

(4) 不定の構造を有する高分子化合物を生成する方法に関する発明の場合は、当該化合物の特定に必要な情報、当該化合物の生成に必要な前駆物質に関する情報及び当該化合物の利用特性を例において記載するものとする。

(5) 特定の目的又は特定の生物活性を有するが組成及び構造が不定である混合物を生成する方法に関する発明の場合は、混合物の特定に必要な混合物自体の特徴付け及び混合物の利用特性は、生成の方法の手続及び条件の記述に加えて、例において記載されるものとする。

(6) ある物が組成及び構造が不定の物質から成るとき、かかる物を作る方法に関する発明の場合は、当該物質の特性及び当該物の利用特性に関する情報は、当該物質及び当該物の特定ができる態様で記載するものとする。

第41条 物質の例

(1) 特定の構造を有する新規の単体の化合物の場合は、既知の手法により証明(確認)された構造式、当該化合物の物理化学的定数及び生成の方法の記述を記載するものとする。ある特定の目的で当該化合物を用いる可能性に関する情報並びに、生物活性化合物の場合、活性及び毒性並びに必要に応じて選択作用の定量的指標、並びにその他の特性を記載するものとする。

(2) 医療目的のために新規の化合物が用いられることとなり、そのことに関連して臨床試験が行われた場合は、かかる試験のデータを記載して、当該医薬品の投与量及び用途、処方

調合方法並びに毒性検査の結果を示すものとする。

(3) 微生物の菌株を用いて新規の単体の化合物が生成される場合は、生合成の手法並びに必要に応じて微生物の菌株及びその寄託に関する情報を記載するものとする。

(4) 共通の特定の構造式を有する新規の単体の化合物グループの生成に関する物質の場合は、生成方法の共通の方式及び特定の化合物の生成の例並びに、当該グループが異なる化学基を有する化合物を包含するときは、異なる化学基を有する特定の化合物の生成の例に基づいて、当該グループに属するすべての化合物の生成の可能性が証明されなければならない。既知の手法を用いて証明(確認)された生成化合物の構造式、これらの物理化学的定数及び特定の目的で当該グループにおいて何らかの化合物を用いている可能性を証明するデータが記載されるものとする。

(5) 新規の化合物に生物活性がある場合、かかる化合物の活性及び毒性並びに必要に応じて選択作用の指標を記載するものとする。

(6) 中間生成物に関する発明の場合は、かかる生成物を既知の最終生成物又は特定の用途若しくは生物活性を有する新規の最終生成物に加工する可能性を記載するものとする。

(7) 組成物(混合物、溶液、合金、ガラス等)に関する発明の場合は、当該組成物に属する成分、当該成分の特徴付け及び量的関係並びに当該組成物の生成方法を、実施例において記載するものとする。組成物の成分として新規の物質が用いられている場合は、当該物質の生成方法も記述するものとする。

(8) 実施例においては、各成分の内容は、特許クレームにおいて定める限度に従った定量で示す。特許クレームにおける成分の質量又は量によるパーセント関係の表現に際しては、全成分の内容のパーセント合計が 100 パーセントにならなければならない。

(9) 微生物の菌株の場合は、次に掲げる情報を記載するものとする。

- 1) 微生物菌株の種類のラテン語での名称及びその生成方法
- 2) 出願人が当該微生物に付した記号(数字、シンボル)
- 3) 当該微生物が寄託された場合は、国際寄託当局の正確な名称
- 4) 当該微生物が寄託された場合は、国際寄託当局が当該微生物に付した受託番号
- 5) 当該微生物菌株を原菌株その他の関連菌株から区別する菌株の特徴
- 6) 当該微生物菌株を用いて得られた物質又は当該菌株の他の用途。これらについては、製品の安定性及び寿命を表示するものとする。
- 7) 当該微生物菌株の生産性
- (10) 特許出願日又は優先権が主張されているときは優先日において、ある微生物菌株が公知のものでなく、かつ、ブダペスト条約に基づいて寄託されていない場合は、当該微生物菌株は、発明の明細書において、当該技術に熟練した者が当該発明を行うことができるような形で記述されなければならない。
- (11) 微生物菌株を決定し特定する方法(環境、試験条件)は、当該微生物菌株を包含する発明の明細書において示すものとする。
- (12) 微生物菌株の特徴を示す際、変動の許容限度を表示するものとする。

第 42 条 配列一覧

(1) ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列が特許出願において開示される場合は、配列一覧を記載するものとする。

(2) 配列一覧は、WIPO の Standard ST. 25 に基づく別個の書類として作成され、提出される。

第 4 部 特許クレームの様式及び内容に係る要件

第 43 条 特許クレームの目的

特許クレームは、特許保護の対象及び範囲を決定する。

第 44 条 特許クレームの構成及び一般的要件

(1) 特許クレームは、1 又は複数のクレームから構成される。

(2) 特許クレームは、1 の独立のクレーム及び必要な数の従属クレームから構成される。

(3) 特許出願が単一の一般的発明概念を形成するように結び付いている発明の主題の 1 群を包含する場合は、特許クレームは、それぞれの発明の主題を特徴付ける独立クレーム及び必要な数の従属クレームから構成される。たとえば、次のとおりである。

1) 物質に関する独立クレームに加え、当該物質を生成する方法に関する独立クレーム及び当該物質の利用に関する独立クレーム

2) 方法に関する独立クレームに加え、当該方法において使用するための装置又は設備に関する独立クレーム

3) 物質に関する独立クレームに加え、当該物質を生成する方法に関する独立クレーム及び当該方法を実行するのに必要な装置又は設備に関する独立クレーム

(4) 特許クレームのクレームは、陳述される順序で番号を付す(連続番号)。

(5) 特許クレームの独立クレームは、常に最初に陳述され、かつ、1 番の番号を付されるものとする。

(6) 発明の複数の主題が 1 群である場合は、1 発明の主題に関するすべての特許クレームを、当該主題を特徴付ける独立クレームから開始して順次陳述し、その後は、第 2 の主題に関するすべての特許クレームから順次陳述する。クレームの番号は、すべての特許クレームを通じて連続的に付す。

(7) 特許クレームが 1 クレームのみから構成される場合は、このクレームには番号を付さない。

(8) 特許クレームは、発明の本質的な技術的特徴の 1 組としてのみ作成される。特許クレームの語句の表現は、明確かつ正確で、できる限り短くなければならない。

(9) 特許クレームの各独立クレームは、発明の本質的な技術的特徴を包含していなければならない。かつ、各従属クレームにおいては、特許クレームの以前のクレームに含まれた発明の本質的な技術的特徴を特定するものとする。

(10) 特許クレームの用語と発明の明細書とは、一貫性がなければならない。

(11) 発明の特徴を一般的に表現する際は、特許クレームにおいて発明の特徴として陳述される定義の範囲は発明の明細書及び図面その他の図示資料を用いてかかる定義を解釈し得る範囲を超えてはならないことを考慮に入れなければならない。発明の特徴を表現するのに一般化された概念を用いることが可能でない場合は、特許クレームにおいて別の特徴を用いることができる。別の特徴を用いる必要性については、発明の明細書において説明するものとする。

(12) 特許クレームの 1 クレームは、1 文で構成される。

第 45 条 特許クレームの独立クレーム

(1) 特許クレームの独立クレームは、特許保護を出願するすべての場合において、発明の目的である技術的結果を得るために必要かつ十分な 1 組の本質的な特徴から構成される。

(2) 特許クレームの独立クレームは、制限部分 (restrictive part) と区別部分 (differentiating part) とから構成される。

(3) 制限部分は、発明の名称で始まる。発明が、技術水準において既知の最も近い解決法と共有する発明の本質的な特徴は、制限部分において陳述される。

(4) 制限部分は、「...の点で異なる」、「...により特徴付けられる」、「さらに...を包含する」の表現又は他の適当な表現で始まる。「異なる」、「により特徴付けられる」、「包含する」等の表現は、ダブルスペースで印字されるか又は他の態様で区別される。技術水準において既知の最も近い解決法の特徴と比較して新規である発明の本質的な特徴は、区別部分において陳述する。

(5) 特許クレームの独立クレームは、次に掲げる場合は、制限部分及び区別部分に分けることなく、作成されるものとする。

1) 発明が単体の化合物である場合

2) 発明の区別特徴が装置、方法又は物質の用途である場合

3) 発明が当該分野の技術水準において既知の解決法と如何なる本質的な特徴も共有していない場合

4) 発明が技術水準において既知の類似物を有さない場合

(6) 特許クレームの独立クレームには、無意味な特徴を含めてはならない。

特許クレームの独立クレームにおいて陳述される 1 組の特徴が、何らの新しい特徴を加えることもなしに技術水準において既知の技術的解決法のある特徴を省くことのみにより得られた場合(いわゆる消極的新規性(negative novelty))は、発明は、進歩性の欠如により、特許可能性の規準に合致しないものとみなされる。無意味な特徴を省くことにより創出された解決法は、技術水準に関して、当該技術に熟練した者にとって明白であるとみなされる。

第 46 条 特許クレームの従属クレーム

(1) 特許クレームの従属クレームは、独立クレームに従属する。従属クレームは、同時に他の従属クレームに従属することがある。

(2) 従属クレームを作成する際は、独立クレーム及び当該従属クレームが従属する他の従属クレームに言及するものとし、かつ、発明を実行又は実施する特別の場合を特徴付ける本質的な特徴を記載するものとする(たとえば、「3. クレーム 1 及び 2 に基づく装置は、枠が銅で作られている点で異なる。」)。

(3) 従属クレームは、1 又は複数の従属クレームを通じて、直接的又は間接的に独立クレームに従属することがある。従属クレームの直接的な従属は、このクレームにおいて陳述される特徴のほかには発明を実行又は実施する特別の場合を特徴付けるために独立クレームのみが必要である場合に、用いられる。前記特別の場合を特徴付けるために 1 又は複数の他の従属クレームの特徴が必要な場合は、従属クレームの独立クレームへの間接的な従属が用いられる。

第 47 条 装置に係る特許クレームの詳細

(1) 特許クレームにおいては、装置は静止状態を記述する。未完の活動を表現する動詞、たとえば「転がる」、「引く」、「下がる」などは、特許クレームにおいて用いてはならない。装置の特徴としてある動作を用いることが必要な場合は、完了した動作としてこれを陳述しなければならない。たとえば、「行った」、「付けた」、「置いた」、「下がった」などである。

(2) 特許クレームにおいては、要素の動きを表示することができ(「回転することが可能なディスク」、「縦方向に動く刃」等)、また、要素は、その機能により特徴付けることもできる(「レバー位置固定のためのピン」等)。

(3) 特許クレームにおいては、括弧付きで特徴の参照番号を付加することが望ましい。ただし、特許クレームを作成する際は、参照番号を用いなくても技術的解決法の性質が明らかにならなくてはならないことを考慮に入れなければならない。発明の明細書及び図面その他の図示資料へのその他の言及は、特許クレームの中で用いてはならない。

第 48 条 方法に係る特許クレームの詳細

(1) 手続(手法、操作)を特徴付ける動詞は、受動態を用いて直説法の現在時制で用いるものとする。たとえば、「熱せられる」、「灌注される」等である。

(2) 特許クレームが装置、方法又は物質(微生物の菌株その他の生体物質を含む。)の使用を通じて組み立てられる場合は、当該クレームの構成は、次のとおりである。「用いている」の語、当該装置、方法、物質(微生物の菌株その他の生体物質を含む。)の識別が可能な名称及び使用の目的。

第 49 条 既知の装置、方法又は物質の使用に係る詳細

(1) 新規の目的のための既知の装置、方法、物質(微生物の菌株を含む。)の使用に基づく方法は、次の場合特許可能である。すなわち、当該物又は当該物を特徴付ける指標についての既知の質との関連で新規の用途が明白でない場合。

(2) 医療目的での既知の物質の使用は、次の場合特許可能である。すなわち、当該物質が初めて医療目的で用いられることを条件として、当該発明の内容が、診断の際又は医薬品若しくは活性成分の調合の際に医薬品又は活性成分としての当該物質の使用を伴う場合。

(3) 2 度目又はその後の機会における医療目的での既知の物質の使用(医療目的での反復使用)は、次の場合のみ特許可能である。すなわち、当該物質が、特定の病気の治療のための医薬品の調合に用いられる場合であって、当該病気の治療のための当該医薬品の使用が、技術水準において知られていないとき又は技術水準との関連で当該技術に熟練している者にとって自明でないとき。

(4) 天然又は人工の物質の最初の使用は、新規の目的での使用と同等であるとみなされる。

(5) 新規の目的での既知の装置、方法又は物質(微生物の菌株を含む。)の使用を特徴付けるためには、その新規の目的を表示するものとする。

第 50 条 物質に係る特許クレームの詳細

(1) 単体の化合物の特許クレームにおいては、当該化合物の生物活性の目的又は種類及び当該化合物の名称又は記号を表示するものとする。

(2) 特許クレームにおいて、成分の定量的組成により組成物が特徴付けられる場合は、一律

の単位を用いて成分含有量の最低限及び最大限を表示するものとする。

(3) ある単位を用いて組成物中の1成分の含有量を表示し、かつ、他の成分の含有量を最初の成分との対比で表示する(たとえば、主成分の100質量単位当たり又は溶液1リットル当たりの成分含有量を示す。)ことが認められる。

(4) ある組成物中の抗生物質、発酵体等の含有量を当該組成物の他の成分の含有量以外の単位(たとえば、組成物の他の成分の質量単位当たりの発酵作用の単位)で表示することが認められる。

(5) 組成物へのある成分の導入を強調する場合は、組成物に係る発明の特許クレームの区別部分は、「追加的に包含する」との表現で始める。

(6) 組成物の目的が新規の活性構成要素のみにより決定され、かつ、他の構成要素がこの種の組成物において通常の機能を果たす場合は、当該活性構成要素及び組成物におけるその定量的含有量のみを特許クレームにおいて表示するのみにすることができる。

(7) 発明の特徴が複雑な組成を伴う既知の物質である場合は、当該物質及びその構成要素の特性又は機能が表示されることを条件として、当該物質の特別の名称の使用が認められる。この場合は、当該物質の完全な組成及び必要に応じ生成の態様を発明の明細書に記載する。

第51条 微生物の菌株を含む生体物質に係る特許クレームの詳細

発明の主題である生体物質(遺伝子、微生物の菌株)が寄託された場合は、次に掲げるものを特許クレームにおいて表示するものとする。

- 1) 生体物質の名称(微生物の菌株のラテン語での名称)
- 2) 国際寄託当局により付された寄託の受託番号
- 3) 国際寄託当局の正確な名称
- 4) 当該物質の実用的な用途

第5部 他の特許出願書類

第52条 図面その他の図示資料

(1) 発明の明細書を理解するために図面その他の図示資料が必要な場合は、これらを提出しなければならない。

(2) 提出される図面その他の図示資料は、発明の明細書の本文と合致していなければならない。

(3) 図面その他の図示資料は、図の資料(図形、図式、グラフ、ダイアグラム、図面、オシログラム等)、写真、表又はチャートとして提出される。

(4) 図面は、図形(figures)又は略図(plans)で発明を説明することができない場合に提出する。写真は、図の資料を補充するために提出する。例外的な場合、たとえば外科手術を段階的に説明する際は、主たる説明資料を写真で構成することができる。

(5) 発明の明細書において言及される図面その他の図示資料は、特許出願の際に特許庁に提出する。それより後に図面その他の図示資料を提出した場合は、特許法第21条(5)の規定に基づいて、当該資料の特許庁での受領日により特許出願日が決定されることがある。

第 53 条 発明の内容の要約

- (1) 発明の内容の要約の目的は、発明についての技術情報のみを提供することである。
- (2) 発明の内容の要約は、包括的で理解しやすく、かつ、当該技術に熟練した者が当該発明を用いて陳述された技術問題の解決方法を速やかに理解することができるものでなければならない。
- (3) 発明の内容の要約に、発明の名称、発明の名称から自明でない場合は発明の利用分野、発明が解決すべき技術的課題又は達成された技術的結果を記載するものとする。
- (4) 発明の内容は、発明の本質的な特徴の自由な陳述を通じて開示される。
- (5) 本文の作成の際、コンピュータによる情報調査のためにその妥当性を考慮に入れなければならない。
- (6) 発明の内容の要約は、エストニア語及び英語で作成する。何れの言語による本文も、150語を超えてはならない。
- (7) 出願人は、発明を最も適切に特徴付けると自ら考える図面その他の図示資料のイメージ(図)の番号を、エストニア語による発明の内容の要約の末尾に表示することができる。

第 54 条 国の手数料の納付及び国の手数料の納付を証明する書類

- (1) 国の手数料は、国の手数料の納付のために指定された特許庁の銀行口座に払い込むものとする。
- (2) 10 を超えるクレームから構成される特許クレームを伴う特許出願を行う際は、11 番目からの各クレームについて補充的な国の手数料を納付するものとし、かつ、特許出願を行うための国の手数料をこれに追加しなければならない。
- (3) 特許出願審査の過程において専門家が参照する特許書類その他の印刷物の写しを入手することを出願人が希望する場合は、出願人は、特許出願を行う際に特許付与を求める願書中の該当する四角に印を付すことにより、追加手数料を納付することができる。
- (4) 発明の名称及び出願人が知っている場合は特許出願の受領番号を国の手数料の納付を証明する書類上に表示するものとする。

第 55 条 委任状

- (1) 1 若しくは複数の特許出願又は特許の出願若しくは特許の効力の継続を請求する申請に関する手続の全部若しくは一部の履行のために、特許代理人又は出願人が共通の代表者を有する場合は共通の代表者に委任状が発される。
- (2) 委任状には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 1) 代理されている者(出願人)の姓名及び居所若しくは事業の所在地の宛先、又は代理されている者が法人である場合は、その名称及び所在地の宛先
 - 2) 特許代理人の名及び姓
 - 3) 自然人である共通の代表者の場合、代表者の姓名及び居所若しくは事業の所在地の宛先、又は法人である共通の代表者の場合は、代表者の名称
 - 4) 委任の範囲
 - 5) 代理されている者が権限を委任する権利を代理人に付与している場合は、かかる権利の表示
 - 6) 委任状に署名するより前に委任が行われている場合は、委任の有効期間が開始する日付

7) 特定期間について委任が行われている場合は、委任の有効期間

8) 代理されている者の署名

9) 委任状に署名がされた場所及び日付

(3) 共同委任(joint authorization)が認められる場合は、委任状は、複数の特許代理人の名義で与えられる。共同委任が認められる場合は、委任状に記載されたすべての特許代理人が、当該委任状により認められた委任の全範囲において出願人を代理する権限を有するものとみなされる。ただし、委任状においてある特許代理人について制限が定められている場合はこの限りでない。委任の範囲が同等である場合は、特許庁は、委任状に記載されている何れの特許代理人とも手続を行うものとする。

(4) 出願人が複数の場合は、そのすべての者が委任状に署名しなければならない。署名は、名及び姓から構成され、読み易く、大文字で綴りが示されなければならない。特許出願人が法人である場合は、権限を有する役員の役職名を付加するものとする。

(5) 委任状の公証又は認証は必要としない。

(6) 委任の有効期間の開始日が委任状において定められていない場合は、委任期間は、委任状の署名の日を開始するものとする。委任状に日付がない場合は、委任期間は、特許庁における委任状の受領の日を開始するものとみなされる。特許法第 20 条(3)に規定される期間内に届いた委任状による特許出願の権利は有効であるとみなされる。ただし、この権利が委任状の内容に反するときはこの限りでない。

(7) 委任の有効期間は、言葉で記載されるものとする。

(8) 委任の有効期間が委任状に表示されていない場合は、委任状は、不定の期間について発されたものとみなされる。

(9) 委任状は、特許法第 20 条(2)及び(3)の規定に基づいて委任された特許代理人により権限を委任する権利に基づいて発することが可能である。ただし、このことは、当該特許代理人が出願人により発された原委任状に基づいて権限を委任する権利を有する場合に限られる。権限を委任する委任状は、権限を委任する権利を付与された共通の代表者も発することができる。

(10) 委任状に表示された特許代理人が国の特許代理人登録簿に登録されていない場合は、委任状は無効であるとみなされ、特許出願は、特許の付与を求める願書に署名した者に戻される。

(11) 特許庁との間で手続を行う際は、特許の付与を求める願書であって本規則第 21 条により要求される情報がデータ欄 2 に記載されかつ共通の代表者の場合は他の出願人により署名され又は特許代理人の場合はすべての出願人により署名されているものは、委任を証明しかつ委任状に代わる書類とみなされる。この場合は、特許出願の処理に関連するすべての手続の実施及び特許の有効期間の存続は、共通の代表者及び特許代理人の委任の範囲内のものとみなされる。

(12) 同じ手続の実施について複数の委任状が異なる時点で異なる者に発されている場合は、最新の委任状が有効であるものとみなす。

第 56 条 優先権の宣言を証明する書類

(1) 産業財産の保護に関するパリ条約、世界貿易機関設立協定その他の協定に基づいて優先権を主張する場合は、最初の特許出願を受領した特許庁により出願人に発された優先権を証

明する書類の原本を特許出願書類に添付するものとする。

(2) 複数の先の特許出願又は意匠登録出願に基づいて優先権を主張する場合は、かかる出願のすべてに関して、優先権を証明する書類の原本を含めるものとする。

第 57 条 生体物質の寄託を証明する書類

ブダペスト条約のガイドラインの規則 7 を満たしている国際寄託当局の証明書の写しは、微生物の菌株を含む生体物質の寄託を証明する書類であるとみなされる。

第 58 条 翻訳文についての一般的要件

(1) 特許出願に含まれたすべての書類の翻訳文は、原本に対応しかつ正確なエストニア語によるものでなければならない。

(2) 翻訳者は、原本の言語及びエストニア語に熟達し、かつ、当該発明が属する技術分野において有能でなければならない。

(3) 翻訳者又は特許代理人は、翻訳文の正確さについて責任を負う。翻訳文の正確さは、本文の末尾に記載する「私は当該翻訳文の正確さを確認する」との陳述及び翻訳者又は特許代理人の署名により確認されなければならない。署名は、読み易くかつ大文字で綴りを示したものでなければならない。

第 59 条 翻訳文の正確さ及び翻訳文の補正

(1) 特許庁は、別段の証拠がある場合を除き、特許出願の提出及び処理において、翻訳文が真正の特許出願書類であるとみなす。

(2) 外国語による書類の文章は、参考としてのみ考慮に入れるものとする。

(3) 出願人、特許の所有者又は特許代理人は、明白な言葉使い及び綴りの誤りを正すために、翻訳文の補正を申請することができる。ただし、このことは、当該補正が当該外国語の文章に適合する場合に限られる。発明の明細書及び特許クレームの翻訳文の補正を申請する際は、特許法第 25 条(4)に定める制限を考慮に入れるものとする。

第 6 部 特許出願書類の記入に係る要件

第 60 条 文章による書類(text documents)の記入に係る一般的要件

(1) 特許出願のすべての文章書類は、A4 版(210×297mm)の丈夫な白い紙に記入して提出するものとする。

(2) 各用紙は、縦長に、かつ、片面のみ用いる。

(3) 各特許出願書類は、新しいページから始める。

(4) 発明の明細書、特許クレーム及び発明の内容の要約を作成する際の最小余白は、次に掲げるとおりとする。

上方余白 - 20mm

左方余白 - 25mm

右方余白 - 20mm

下方余白 - 20mm

(5) 発明の明細書、特許クレーム及び発明の内容の要約を作成する際の最大余白は、次に掲

げるとおりとする。

上方余白 - 20mm

左方余白 - 40mm

右方余白 - 30mm

下方余白 - 30mm

(6) 文章書類のページには、アラビア数字で番号を付す。発明の明細書(配列一覧を除く。)、特許クレーム及び発明の内容の要約は、発明の明細書から連続番号を付す。配列一覧は、新しいページから始め、かつ、別個に番号を付す。ページ数は、上方余白の下のページ中央に付す。発明の明細書の第1ページにはページ数を表示しない。

(7) 発明の明細書及び特許クレームの5行目ごとに左方余白の右側に番号を付すことが望ましい。

(8) 書類の本文は、タイプライターを用いるか、印刷するか又はその他の技術的方法を用いて記載するものとする。

(9) 書類は、手書きによってはならない。

(10) 書類は、黒色の消えないパーマネント・インクを用い、かつ、近代的な複製装置により無限の部数の写しを作ることが可能なコントラストを付して印字されなければならない。

(11) 発明の明細書、特許クレーム及び発明の内容の要約の本文は、最低1.5行間隔で、かつ、大文字の高さが少なくとも2.1mmのフォントを用いて印字されなければならない。

(12) 図の記号、ラテン語の名称、ラテン語及びギリシア語の文字、数式及び化学式は、黒インク、万年筆又は墨を用いて、手書きにすることができる。式について、機械的方法と手書きとを混ぜて用いてはならない。

第61条 用語及び記号

(1) 発明の明細書、特許クレーム及び発明の内容の要約においては、標準的な用語、記号、略語及び測定単位又は、これらが無い場合は、科学的及び技術的文献で通常用いられている用語、記号、略語及び測定単位を用いる。

(2) 専門的刊行物において一般的でない用語又は記号が用いられる場合は、発明の明細書において当該用語又は記号が最初に用いられるときに当該用語又は記号の意味を説明するものとする。エストニア語による用語が無い場合は、外国語による用語を用いることができ、かつ、当該外国用語にはイタリック体を用いるものとする。

(3) すべての通常の記号は、説明を付さなければならない。

(4) 発明の明細書、特許クレーム及び発明の内容の要約は、一律の用語の要件(すなわち、発明の明細書、特許クレーム及び発明の内容の要約において用いられる用語は同じでなければならない。)を満たさなければならない。一律の用語の要件は、物理量の測定単位、寸法及び通常の記号にも適用される。

(5) 物理量は、SI又はCGS単位系により表わすものとする。

(6) パーセント記号(%)は、数字の後にのみ用いるものとする。本文においては、「パーセント」の語を用いなければならない。

第62条 許容されない表現

(1) 特許出願書類の本文は、公序良俗に反する又は他の者若しくは他の者の発明を毀損する

表現を含んではならない。

(2) 発明又は出願人を広告する文章又はイメージは、発明の明細書その他の特許出願書類に含めてはならない。

(3) 言葉から構成される商標は、これが発明の本質的な特徴を明確に規定する場合にのみ、本文中に用いることができる。

第 63 条 化学式

(1) 発明の明細書、特許クレーム及び発明の内容の要約の中において、化学式を用いることができる。

(2) 化合物の構造式を記載する際は、一般に用いられている元素記号を用いなければならない、かつ、元素及び基の間の化学結合は、正確に表示されなければならない。

第 64 条 数式及び記号

(1) 発明の明細書、特許クレーム及び発明の内容の要約において、数式及び記号を用いることができる。

(2) 数式を提示する様式は、規定されていない。

(3) 数式において用いられるすべての記号は、用いられる順に説明する。式の説明は、当該式の下欄に記載する。

(4) 「 $>$ 」、「 $<$ 」、「 $=$ 」等の数学記号は、数式においてのみ用いるものとし、本文中では、かかる記号は、言葉(「より大きい」、「より小さい」、「等しい」等)により表わさなければならない。

(5) 「 $-$ 」(「...から...まで」)の記号は、正の数の間の間隔を示す場合に用いることができる。他の場合は、「から」及び「まで」の語を用いなければならない。

(6) 量をパーセントで表わす際は、パーセント記号(%)は、数字の後に用いる。パーセント記号を本文中で用いてはならない。

(7) 数式は、記号のところでのみ分割することができる。

第 65 条 図面その他の図示資料の様式に係る要件

(1) 図面その他の図示資料は、技術図面の要件に基づき、A4 版(210×297mm)の丈夫で滑らかな白い紙に、黒色の消えない線により、濃淡や色彩を施さず、製図器を用いて作成する。

(2) 図面は、「水」、「蒸気」、「開いた」、「閉じた」、「A-A」(切断面を指定するため)等の指示内容及び電気回路その他の図式において用いられる記号を例外として、表題、説明文又は注釈(remarks)なしで提出する。

(3) 文字及び数字に括弧、円又は引用符を付してはならない。

(4) 文字及び数字の高さは少なくとも 3.2mm とする。

(5) 図面においては、正投影を用いることが望ましい。不等角投影(Axonometry)を用いてもよい。

(6) 図面の中で、細部及びその他の要素の寸法を表示してはならない。異なる寸法の比率は、必要に応じ、発明の明細書に記載するものとする。実寸(absolute dimension)が発明の本質的な特徴に属する場合は、これを記載するものとする。

(7) 図面に枠を付してはならない。

(8) 用紙には少なくとも次に掲げる余白を設けるものとする。

上方余白 - 25mm

左方余白 - 25mm

右方余白 - 15mm

下方余白 - 10mm

図面の使用面積は、262×170mm を超えてはならない。

(9) 同じ図形の各要素は、相互間の比率を保っていなければならない。ただし、図形の明確性のために比率を異ならせることが不可欠である場合はこの限りでない。

(10) 発明の明細書に言及されていない又は発明の内容の理解に不必要な情報は、図面その他の図示資料に記載してはならない(たとえば、装置の図面上の商標のイメージ)。明細書及びクレームにおいて言及されていない参照記号は図面に記載してはならず、逆の場合も同じである。

(11) 2以上の用紙上のイメージが1図面の部分である場合は、当該イメージは、用紙を合わせるにより図面全体を形成することが可能な態様で掲載するものとする。

(12) 図面は、縦長の用紙に掲載することにより用紙が最大限に使われるようにすることが望ましい。図面を縦長の用紙に掲載することができない場合は、当該図面は、上部が用紙の左側に来るように掲載するものとする。

(13) 2以上のイメージ(図形)を1枚の用紙に掲載できるが、イメージは、互いに明確に切り離されていなければならない。イメージの種類(図形、図式、グラフ、図面等)如何を問わずすべてのイメージにアラビア数字の番号を付し、たとえばFIG 1, FIG 2等のように、数字の前にFIGの記号を付加するものとする。発明の明細書を説明するのに1イメージのみが用いられている場合は、当該イメージに番号を付す必要はない。

(14) 図面その他の図示資料の用紙に番号を付す際は、発明の明細書において引用する順に従わなければならない。図面のページにはアラビア数字で番号を付し、番号は、少なくとも3.2mmの上部余白の下のページ中央に記載する。各ページの番号は斜線で分けた2つのアラビア数字から成り、最初の数字はページの番号を表わし、2番目の数字は図面その他の図示資料のページ総数を表わすものとする。(たとえば1/3を例にとると、数字1は図面のページの連続番号を示し、数字3は図面ページ総数を示す。)

(15) 図のイメージは、発明の明細書及び特許クレームの本文中に掲載してはならない。

(16) イメージの縮尺は、長さ寸法で2/3に縮小した場合に、すべての細目が明確に区別できるようなものでなければならない。

(17) 発明の明細書中で言及された図のイメージのすべての要素は、発明の明細書及び図面の中で指定されなければならない。図のイメージの要素の参照番号は、発明の明細書及び特許クレーム中のかかる要素の番号付けに基づいて、アラビア数字により指定されなければならない。発明の明細書中の番号は、1から始めて、要素が本文中に現われる順序で続けることが望ましい。図面中の要素に番号を付すために、直線の又は自由に引いた他の線よりも細い引出線が用いられる。一定の参照事項の場合、引出線を省略することができる。何れの要素にも結び付けられていない引用は、これらが所在する面又は切断面を指定し、かつ、かかる引用は、引出線が誤って省かれたのではないことを強調するために下線を付すことができる。異なる図面における同じ要素は、同じ参照数字により示すものとする。

(18) 図のイメージが図式(schematic)として示される場合は、標準的な図の記号が用いられ

る。異なる種類の図式には、ある種類の図式の要素を用いることができる。(たとえば、映画の又は水力の図式の単一の要素及び対応する記号は、電気回路の図式に加えることができる。)図式に長方形が図の記号として用いられる場合は、当該要素の名称を数字による表示に追加して長方形の中に記すものとする。要素の図の記号の大きさのためにこれができない場合は、要素の名称を引出線の上に記すことができる。

(19) 写真の版型は、A4版を超えてはならない。これより小さい写真は、A4版の白紙に接着する。

(20) 図面は、折り曲げたり巻いたりしてはならない。

第4章 特許出願の手続

第66条 特許出願

- (1) 特許出願は、特許庁の受領部署に、本人が直接に又は郵送で提出する。特許出願は、特許庁において通年毎日 24 時間設置されている産業財産対象物の法的保護の登録を請求する出願のための郵便受けに投函することもできる。
- (2) 特許庁における実際の受領日は、特許出願の提出日であるとみなす。このことは、特許出願が郵便又は配送サービスを用いて送付される場合にも該当する。
- (3) テレファックスその他の電子的手段により提出された特許出願は受理されない。

第67条 居所又は所在地がエストニア共和国にある出願人による特許出願

居所又は所在地がエストニア共和国にある者はすべて、自ら特許出願を特許庁に対して行いかつ当該出願の処理に係る手続を行うこと又は代理人としてのエストニア人の特許代理人に委任することができる。

第68条 居所又は所在地が外国にある出願人による特許出願

- (1) 居所又は所在地がエストニア共和国外にある者は、自ら又は特許代理人を介して、特許庁に特許出願を行うことができる。
- (2) 居所又は所在地がエストニア共和国外にある者は、特許法第20条(3)の規定に基づき、特許代理人を介してのみ、特許庁への特許出願の処理に係る手続を行う。

第69条 複数の出願人による特許出願

- (1) エストニア共和国に居住する又は所在地を有する2以上の出願人が特許出願に表示されている場合は、これらの出願人は、当該出願を特許庁に対して行い、当該出願の処理に係る手続を特許庁との間で行うために、彼等の中からの共通の代表者を選任する。出願人は、代表者として特許代理人に委任することもできる。
- (2) 特許出願に表示された出願人すべての居所又は所在地が外国にある場合は、これらの出願人は、特許庁への特許出願に係る手続を行うための代理人として特許代理人に委任するものとする。
- (3) 特許出願に表示された出願人の中に居所又は所在地がエストニア共和国にある者及び居所又は所在地が外国にある者が含まれる場合、これらの出願人は、エストニア共和国に居所又は所在地を有する出願人を共通の代表者として選任したときは、特許代理人なしに特許庁への特許出願に係る手続を行うことができる。
- (4) 出願人は、共通の代表者を選任するためには、特許出願の際に、特許付与を求める願書に共通の代表者を表示しなければならない。出願人は、処理の過程において共通の代表者を選任するため、又は共通の代表者を変えるためには、共同委任書類を提出しなければならない。
- (5) 出願人が特許付与を求める願書に共通の代表者を表示しなかった又は後に共通の代表者を選任しなかった場合は、特許庁は、特許付与を求める願書の最初に表示された出願人が共通の代表者であるとみなす。

第 70 条 国の手数料の納付を証明する書類の提出

- (1) 国の手数料の納付を証明する書類は、出願とともに又は特許庁における特許出願の受領日から 1 月以内に特許庁に提出するものとする。
- (2) 国の手数料の納付を証明する書類は、通常、各出願について別個に提出する。複数の特許出願についてただちに納付される国の手数料が同時に納付される場合は、各特許出願に係る国の手数料の納付を証明する文書に発明の名称又は特許出願の受理番号及び納付される国の手数料の額を表示する。
- (3) インターネットを通じて納付が行われる場合は、納付者の署名により確認された領収証のプリントアウトを提出する。
- (4) 銀行を通じた、郵便による又は他の者を通じた、電子的手段による国の手数料の納付の場合であっても、出願人は、特許出願書類の中に国の手数料の納付を証明する書類を含めなければならない。かつ、特許庁にこの書類を提出しなければならない。
- (5) 特許庁における特許出願の受領から 1 月以内に国の手数料の納付を証明する書類が特許庁に届かなかつた場合又は納付した国の手数料の額が所定の額より少なかった場合は、特許庁は、特許出願を処理のために受理することを拒絶するものとする。一部のみ納付された場合は、納付された額を払い戻すものとする。

第 71 条 委任状の提出

- (1) 特許付与を求める願書が特許代理人により署名されている場合は、特許出願において委任状を特許庁に提出する。
- (2) 特許出願とともに委任状が提出されない場合は、特許代理人は、特許庁における特許出願の受領日から 2 月以内に委任状を提出するものとする。特許付与を求める願書に署名した特許代理人が所定の期間内に委任状を特許庁に提出しない場合は、特許出願は取り下げられたものとみなされる。
- (3) 居所又は所在地がエストニア共和国外にある出願人が特許出願を行う場合は、出願人は、特許出願の処理に係る手続を行うことを特許代理人に委任するものとし、特許代理人は、特許法第 20 条(3)に規定する 3 月の期間内に委任状を特許庁に提出するものとする。特許出願の受領から 3 月以内に委任状が特許庁に提出されない場合は、特許庁は、特許出願を処理のために受理することを拒絶するものとする。

第 72 条 優先権の主張を証明する書類の提出

- (1) 優先権の主張を証明する書類は、特許出願の際に特許庁に提出する。
- (2) 優先権の主張を証明する書類が特許出願の際に提出されない場合は、当該書類は、特許法第 11 条(7)の規定に基づき、優先日から 16 月以内に提出しなければならない。
- (3) エストニア共和国における最初の特許出願又は実用新案登録出願に基づいて優先権が主張される場合は、優先権の主張を証明する書類の提出を必要としない。
- (4) 優先権の主張を証明する書類のエストニア語への翻訳文は、特許庁から要求があった場合にのみ提出するものとする。翻訳文を提出する期間は、特許庁から要求があった日から 2 月である。
- (5) 特許出願において優先権が主張されているが、特許出願の際若しくは優先日から 16 月以内に出願人が優先権の主張を証明する書類を提出しない場合、又は提出された書類が本規則

に規定する要件を満たしていない場合は、特許庁は、優先権の主張を認めることを拒絶するものとする。

第 73 条 生体物質の寄託を証明する書類の提出

- (1) 生体物質の寄託を証明する書類は、特許出願の際に特許庁に提出する。
- (2) 特許出願日までに国際寄託当局から寄託証明書が届かなかった場合は、生体物質の寄託を証明する書類は後で提出することができるが、特許出願の提出日から又は優先権が主張される場合は優先日から 16 月以内でなければならない。
- (3) 出願人が特許法第 24 条(3)に基づいて特許出願の早期公開を請求する場合は、出願人は、生体物質の寄託を証明する書類を、出願人が請求する特許出願の公開の日の 1 月以前に特許庁に提出しなければならない。

第 5 章 施行規定

第 74 条 経済大臣規則「特許出願書類の内容及び様式の要件並びにその提出に係る手続」の廃止

1998 年 11 月 25 日の経済大臣規則第 45 号「特許出願書類の内容及び様式の要件並びにその提出に係る手続の承認」(RTL 1998, 360/361, 1532)を廃止する。

第 75 条 規則の施行

本規則は、2000 年 1 月 1 日に施行する。